

福祉新聞 2008 年（平成 20 年）5 月 19 日（月）

<聴覚障害者の自動車免許>

運転できる車種限定

改正道交法 施行規則案

聴覚障害者に運転免許取得の道を開いた「改正道路交通法」の施行規則案がこのほど公表され、新たにワイドミラー装着などを条件に免許を取れるようになる人が運転できるのは、普通自動車の中でも「専ら人を運搬する構造の普通自動車」に限定されることが分かった。施行日は6月1日の予定。

ろうあ連盟ら 反対の意見書

ワイドミラーを活用する車種が「専ら人を運搬する構造の普通自動車」に限定されると、物を運搬するタイプの普通自動車は外れ、例えば農業や自営業にかかわる車を運転する聴覚障害者にとっては、業務に支障を来しかねないという。

このため、施行規則案の公表にあたり警察庁が募集していたパブリックコメントでは、運転免許取得の機会を切望してきた障害者欠格条項をなくす会と全日本ろうあ連盟が「合理的な理由がないので限定しないで」などと求める意見書を提出した。「聴覚障害者の職業選択を制限し、社会参加を阻むことになる」と案に反対している。

今改正のポイントは、補聴器を付ければ一定の聴力基準を満たせる人だけでなく、聞こえない人も新たに免許を取れるようにしたこと。ただし、ワイドミラーの装着と聴覚障害者が運転していることが分かるマークの表示が条件となる。

これらの条件についても、以前から「普通のミラーの方が見やすい人もおり、かえって安全運転できない」、「障害者であることを知らせながら運転することには抵抗がある」などの意見があり、両団体は「ミラーとマークの装着は義務とせず任意とすべき」としていた。

しかし、施行規則案が公表され、これらの条件のほかにも車種が限定されることが新たに分かったため、当事者らからは「せっかく免許取得機会の拡大が期待される法改正だったのに、新たな制限を生んでしまう」、「国会審議では運転できる車種の拡大を検討するよう付帯決議が行われていたのに相反する」との声が上がっている。今後の対応としては、法の施行状況を検討する上で、期限を切って見直しに取り組むよう求めている。